

令和 5年 5月18日

居宅介護支援事業所管理者各位

旭川市福祉保険部指導監査課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて

日頃より、本市の介護保険行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類から5類に変更となったことに伴い、標記の件について厚生労働省より令和5年5月1日付けで事務連絡が発出され、本市ホームページにおいて周知したところです。

当該通知において、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」（令和2年3月6日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室等連名事務連絡）問11で示された、新型コロナウイルス感染症を理由とした月1回以上のモニタリングの柔軟な取扱いが終了しております。

つきましては、今後、モニタリングが適切に実施されていない場合、運営基準違反に該当しますので、御確認くださいませようお願いします。

なお、これまでも有料老人ホーム等において介護支援専門員の居室への訪問を制限しているとの報告を受けているところですが、このことは、新型コロナウイルスの感染症法の位置付け変更前においても不適切な取扱いとして繰り返し周知、指導しておりますので、同様の事例が確認された場合は指導監査課まで報告くださいますようお願い申し上げます。

(担当)

旭川市福祉保険部指導監査課

電話 0166-25-9849